

株主各位

東京都中央区八重洲一丁目4番16号

**新日本電工株式会社**

代表取締役社長 白須達朗

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃よりご支援を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成29年4月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

2. 場 所 東京都中央区日本橋一丁目3番13号

東京建物日本橋ビル 2階

コングレスクエア日本橋 ホールA+B

（前回定時株主総会と株主総会会場が異なっておりますので、ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

1. 第117期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第117期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）計算書類報告の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
  - ◎本招集ご通知の添付書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.nippondenko.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。
  - ◎事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.nippondenko.co.jp/>）に掲載することにより周知させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年1月1日から  
平成28年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、堅調な米国、緩やかな回復基調の欧州、成長鈍化傾向の中国など、概ね緩やかな回復途上の1年となりました。

一方、国内経済は英国がEU離脱を決定した以降、円高が急速に進行し、また熊本地震や台風など自然災害等も重なり、個人消費は盛り上がり欠ける結果となりました。この間、消費税増税の延期が決定されたものの、踊り場の状態が続きました。その後の米国大統領選挙後には1年ぶりの利上げも相まって急激なドル高・円安、株高、原油高へ様相が一変しました。

当社においては一昨年の連結決算で合金鉄事業と電池材料事業が減損会計基準の適用を受け多額の最終赤字を計上しましたが、この事態を正常化すべく、この一年間、全社グループの総力を挙げて収益改善とコストダウンに懸命に取り組んでまいりました。その結果、合金鉄事業は11月以降の合金鉄の市況回復等で今後の収益好転が見込まれることから、第4四半期より減損損失を計上しないこととしましたが、一方で電池材料事業は大幅に減収となり、将来キャッシュフローも芳しくないため、残りの固定資産全額を減損処理いたしました。

そうした中、当社の持分法適用非連結子会社(持分比率100%)であるNDリサイクル株式会社(大韓民国)において、現地の幹部従業員が工事費用の水増しによる着服、同社の預金口座からの不正送金等の不正行為を行っていたことが確認され、損害額約53百万円のうち、損失計上が必要な約42百万円を損失計上いたしました。株主の皆様には大変ご迷惑、ご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に向けて全社をあげて内部統制の強化に取り組んでまいりますので、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

当社の当連結会計年度の業績は、合金鉄の市況下落と中央電気工業の磁石用合金事業を譲渡したことにより、売上高は前年に対して29.5%減少し58,486百万円(前年度実績82,902百万円)となりました。営業利益は前年に対して16.0%減少し1,717百万円(前年度実績2,046百万円)、経常利益は南アフリカ共和国の鉱山への投資損失等1,619百万円を持分法投資損失に計上した前年に対して大幅に改善し1,614百万円(前年度実績211百万円)となりました。親会社株主に帰属する当期純損益は、減損損失及び事業整理損の計上などにより多額の損失を計上した前年に対し、第4四半期より合金鉄事業の減損損失を計上しなくなったこともあり、116百万円の損失(前年度実績14,181百万円の損失)にとどまりました。

### (合金鉄事業)

2016年の世界66カ国の粗鋼生産量は16億399万トンと前年比で0.7%の増加となりました。経済減速下にあった中国が、政府の景気対策効果や鋼材市況回復により増産に転じ、前年比1.2%増の8億837万トンとなったこと、またインドの粗鋼生産が増加したことなどが全体の増加要因となりました。

一方、国内の粗鋼生産は、日本経済が緩やかな回復基調を辿る中、昨年比では0.3%微減の1億477万トンとなりました。国内の経済状況には明るい兆しも見られますが、欧米の保護主義的な動きや中国の過剰生産能力削減の進捗状況等、鉄鋼業を取り巻く環境には不透明な要素が存在しますので、今後の動向を注意深く見守って行く必要があります。

こうした中、昨年の当社合金鉄事業については、マンガン系合金鉄の国際市況の低迷に加え円高の進行により販売価格が下落したため収益の悪化を余儀なくされました。しかしながら、厳しい状況が続く中、年後半に原料マンガン鉱石が急騰したため年末近くになって製品市況も大幅に上昇しており、足下の事業環境には変化が生じつつあります。今後の原料と製品の市況動向並びに為替動向については注視が必要です。

当事業の2016年1-12月期の業績は、中央電気工業の環境事業は堅調に推移しましたが、合金鉄の販売数量の減少、販売価格低下により、売上高、営業利益はともに前年に比べ減少しました。

### (機能材料事業)

フェロボロンの販売はアモルファス向けが減少し、前年を下回りました。

酸化ジルコニウムの販売は電子部品向けや触媒向けが堅調に推移して前年を上回りましたが、ほう素の販売はガラス向けが減少したことで前年を下回りました。

マンガン酸リチウムの販売は、家庭用蓄電向けが補助金制度変更のため減少し、前年を下回りました。

また、中央電気工業のハイブリッド自動車向けニッケル水素電池用水素吸蔵合金の販売は前年を下回り、磁石用合金は本年2月1日に事業を譲渡しました。

以上の結果、総じて当事業の売上高、営業利益はともに前年に比べ減少しました。

### (環境システム事業)

主力のイオン交換塔レンタル契約件数は伸び悩んだものの、樹脂再生本数は堅調に推移し、家庭用燃料電池（エネファーム）向け純水装置が増加しました。また、ほう酸回収の大型設備の売上が寄与し、過去最高の売上高、営業利益となりました。

### (その他の事業)

その他の事業は、前年同期比で売上高、営業利益ともに減少しました。

なお、当連結会計年度における事業の種類別セグメントの売上高及び営業利益は、次のとおりであります。

(単位：百万円、%)

事業名	第116期(前連結会計年度) (平成27.1.1~27.12.31)				第117期(当連結会計年度) (平成28.1.1~28.12.31)				増減率	
	売上高		営業利益		売上高		営業利益		売上高	営業利益
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比		
合金鉄事業	50,219	60.6	515	25.2	37,029	63.3	133	7.7	△26.3	△74.2
機能材料事業	22,571	27.2	859	42.0	10,788	18.5	522	30.4	△52.2	△39.2
環境システム事業	1,534	1.9	381	18.6	2,336	4.0	798	46.5	52.3	109.3
その他の事業	8,578	10.3	289	14.2	8,331	14.2	264	15.4	△2.9	△8.9
合計	82,902	100.0	2,046	100.0	58,486	100.0	1,717	100.0	△29.5	△16.0

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業団体の設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

### ① 当連結会計年度中に完成した主要設備

設備名	事業部門
中央変電所受電設備更新	合金鉄事業部門

### ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設拡充

設備名	事業部門
3万トン栈橋補修	合金鉄事業部門 機能材料事業部門 その他の事業部門
幌満川第2発電所の更新 発電設備の更新	その他の事業部門

### ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

設備名	事業部門
幌満川第3発電所の撤去 発電設備の撤去	その他の事業部門

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

これまでに新日本電工と中央電気工業が築き上げてきた経営資源を最大限に活用して、収益力・競争力の強化に結び付けてまいります。両社の叡智を結集し、総合力を高め更なる飛躍を目指してまいります。

##### ① 「4 CORES by 1」

当社は2018年1月1日に中央電気工業と完全統合を達成する予定。

これまでの「合金鉄」と「機能材料」2コアに、今後は「環境」と「電力」を新たなコアとして加え、より強固な安定収益体制の構築を目指す。

##### ② 激しいビジネス環境の変化やグローバル化に対応できる人材の育成に力を注ぎ、環境の変化にしなやかに対応できる効率的で活力ある組織を構築する。

当社グループは、コーポレートガバナンス及びリスク管理運営を強化し、株主や顧客の皆様からの信頼に応えられるよう努めてまいります。また、企業価値の更なる向上のため、選択と集中による経営資源の最適配分の観点から事業ポートフォリオの再構築を進め、完全統合により、経営効率をより一層高めてまいります。

また、当社の持分法適用非連結子会社（持分比率100%）であるNDリサイクル株式会社（大韓民国）において、現地の幹部従業員が、工事費用の水増しによる着服、同社の預金口座からの不正送金等の不正行為を行っていたことが確認されました。

当社グループでは、内部統制システムを構築し、管理体制を強化・推進してまいりました。しかしながら、このたび、現地の幹部従業員による不正行為が当社グループで発生いたしました。そのため、当社は、この事態を厳粛に受け止め、海外子会社を含む内部統制の更なる強化により再発防止に努めてまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第114期 (平成25年12月期)	第115期 (平成26年12月期)	第116期 (平成27年12月期)	第117期 (当連結会計年度 (平成28年12月期))
売 上 高	54,408	75,864	82,902	58,486
経 常 利 益	3,978	2,286	211	1,614
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	2,273	10,807	△14,181	△116
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	20.64円	85.17円	△96.84円	△0.80円
総 資 産	71,752	116,511	92,827	84,563
純 資 産	56,313	78,596	63,772	61,412

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況 (平成28年12月31日現在)

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
中央電気工業株式会社	480	100.0	合金鉄、機能材料の製造・販売
共栄産業株式会社	99	84.7	化学工業製品等の販売
リケン工業株式会社	10	100.0	鉄鋼用分析測定機器等の製造・販売
栗山興産株式会社	18	100.0	プラスチックの加工・販売
電工興産株式会社	100	100.0	倉庫業
日電カーボン株式会社	40	100.0	電極ペーストの製造・販売

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社を含め10社であり、持分法適用会社は4社であります。

(7) 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

事業区分	主要な事業内容
合金鉄事業	フェロマンガ、シリコマンガ、フェロクロム、フェロシリコン、フェロバナジウム、その他の特殊金属製品の製造・販売、マンガン鉱石の販売、電気炉による焼却灰溶融固化処理等
機能材料事業	フェロボロン、金属クロム、酸化ジルコニウム、ほう素類、リチウムイオン二次電池材料、硫酸マンガ、炭酸マンガ、水素吸蔵合金等の製造・販売
環境システム事業	クロム酸回収、ほう素回収、ニッケル回収、用水事業等
その他の事業	工業薬品、金属製品、貴金属化合物等の販売 珪カル肥料、アルミ粒、微粒黒鉛、電極ペースト、サンプラ一等鉄鋼用分析測定機器、プラスチックの加工・販売 港湾荷役・構内作業の請負、電力の供給 コンクリート廃材等の再生加工・販売 土木・建築業及び建築資材の製造等

(8) 主要拠点等（平成28年12月31日現在）

- ① 当社本社（東京都中央区）
- ② 国内生産拠点 当社徳島工場（徳島県阿南市）、当社北陸工場 新素材製造部（富山県射水市）、当社北陸工場 電池材料製造部（現・当社高岡工場、富山県高岡市）、当社日高工場（北海道様似郡）、当社郡山工場（福島県郡山市）、当社幌満川発電所（北海道様似郡）、中央電気工業㈱鹿島工場（茨城県鹿嶋市）、中央電気工業㈱妙高工場（新潟県妙高市）
- ③ 海外生産拠点 SAJバナジウム・リミテッド（南アフリカ・ウィットバンク）、NDリサイクル・リミテッド（韓国・平澤）
- ④ 国内営業拠点 当社大阪営業所（大阪市北区）、当社北海道営業所（北海道室蘭市）
- ⑤ 研究所（徳島県阿南市）

(9) 従業員の状況（平成28年12月31日現在）

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
合金鉄事業	328 <sup>名</sup>	6（増） <sup>名</sup>
機能材料事業	232	91（減）
環境システム事業	52	1（増）
その他の事業	262	4（増）
全社（共通）	79	6（減）
合計	953	86（減）

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 機能材料事業の従業員数が前期末と比べて減少しておりますが、その主な理由は、当社の連結子会社である中央電気工業株式会社が平成28年2月1日を効力発生日として、その和歌山工場にて運営している磁石用合金の製造販売事業を会社分割し、中央電気工業株式会社の完全子会社である和歌山レアアース株式会社に承継させた上で、和歌山レアアース株式会社の発行済株式の全部を株式会社三徳及び双日株式会社に対して譲渡したことによるものであります。

(10) 主要な借入先（平成28年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,113 <sup>百万円</sup>
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,913



## (11) その他

### ① その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の持分法適用非連結子会社（持分比率100％）であるNDリサイクル株式会社（大韓民国）において、現地の幹部従業員が、工事費用の水増しによる着服、同社の預金口座からの不正送金等の不正行為を行っていたことが確認されました。対処すべき課題にも記載いたしましたとおり、今回の事態を厳粛に受け止め、海外子会社を含む内部統制の更なる強化により再発防止に努めてまいります。

### ② 重要な事業の譲渡、合併等企業再編行為等

当社の連結子会社である中央電気工業株式会社が平成28年2月1日を効力発生日として、その和歌山工場にて運営している磁石用合金の製造販売事業を会社分割し、中央電気工業株式会社の完全子会社である和歌山レアアース株式会社に承継させた上で、和歌山レアアース株式会社の発行済株式の全部を株式会社三徳及び双日株式会社に対して譲渡いたしました。

また、中央電気工業株式会社は、当社の連結子会社であるVIETNAM RARE EARTH COMPANY LIMITEDに関して中央電気工業株式会社が保有する全持分を、SHENGHE RESOURCES (SINGAPORE) PTE. LTD. 及び盛唐商事株式会社に対して譲渡いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 300,000,000株

(2) 発行済株式の総数 146,741,292株

(3) 株 主 数 16,874名

### (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
新 日 鐵 住 金 株 式 会 社	30,314 <sup>千株</sup>	20.70 <sup>%</sup>
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	4,708	3.22
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,000	2.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,252	2.22
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,802	1.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,574	1.76
日 鉄 鋳 業 株 式 会 社	2,100	1.43
資産管理サービス信託銀行株式会社 退職 給付信託 みずほ信託銀行口	1,728	1.18
住 友 商 事 株 式 会 社	1,712	1.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,613	1.10

(注) 持株比率は自己株式(306,872株)を控除して算出しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年12月31日現在）

代表取締役社長		白 須 達 朗
取締役専務執行役員	経営企画、原料・業務に関する事項管掌	小 林 啓 晃
取締役専務執行役員	徳島工場長	田 嶋 公 三
取締役常務執行役員	総務、内部統制、合金鉄の海外戦略に関する事項管掌	越 村 隆 幸
取締役常務執行役員	人事、経理に関する事項管掌	須 貝 俊 一
取締役執行役員	環境システム事業部長兼 環境システム営業部長 経営企画部の海外事業関連業務について小林専務執行役員を補佐	田 中 信 夫
取締役執行役員	生産・技術、環境・安全に関する事項について堤執行役員に協力	谷 奥 俊
取締役		一 木 剛 太 郎
取締役		細 井 和 昭
監査役	常勤	柳 沢 充 夫
監査役		望 月 実
監査役		上 原 学
監査役		青 木 良 夫

- (注) 1. 取締役谷奥俊氏は、中央電気工業株式会社の代表取締役社長であります。  
 2. 取締役のうち一木剛太郎及び細井和昭の両氏は、社外取締役であります。  
 3. 監査役のうち柳沢充夫、上原学及び青木良夫の3氏は、社外監査役であります。  
 4. 監査役上原学氏は、新日鐵住金株式会社において経理部門に長年従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 監査役青木良夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 取締役一木剛太郎氏は、宏和法律事務所の弁護士であり、また、コカ・コーラウエスト株式会社の社外取締役（監査等委員である取締役）及びDBJプライベートリート投資法人の監督役員であります。
7. 取締役細井和昭氏は、細井会計事務所の代表であり、また、東プレ株式会社及び藤倉ゴム工業株式会社の社外監査役であります。
8. 監査役上原学氏は、新日鐵住金株式会社の業務執行者であります。
9. 監査役青木良夫氏は、公認会計士青木良夫事務所の所長であり、また、日本通運株式会社及びポリプラスチック株式会社の社外監査役であります。
10. 当社は、取締役一木剛太郎氏及び細井和昭氏並びに監査役青木良夫氏を東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。
11. 当期中に新たに就任の取締役
 

平成28年3月30日就任	取締役	田島 公三
	取締役	谷奥 俊
	取締役	細井 和昭
12. 当期中に新たに就任の監査役
 

平成28年3月30日就任	監査役	青木 良夫
--------------	-----	-------
13. 当期中の退任取締役及び退任監査役
 

平成28年3月30日任期満了	取締役	西野 隆夫
	取締役	穴澤 修二
	取締役	石山 照明
	取締役	小森 一也
平成28年3月30日辞任	監査役	細井 和昭
14. 当期末以降の退任取締役及び監査役
 

平成29年2月28日辞任	取締役	田中 信夫
平成29年3月30日任期満了	監査役	望月 実
平成29年3月30日辞任	監査役	上原 学
15. 当社は、定款第30条第2項において、取締役（業務執行取締役又は支配人その他の使用人であるものを除く）との間で当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は取締役であります一木剛太郎及び細井和昭の両氏と当該責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める限度額となっております。
16. 当社は、定款第40条第2項において、監査役との間で当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は監査役であります柳沢充夫、望月実、上原学及び青木良夫の4氏と当該責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める限度額となっております。

当社は執行役員制度を導入しております。平成28年12月31日現在の取締役兼務を除く執行役員は以下のとおりです。

執行役員	合金鉄の営業（主原材料の購入を含む）、各営業所に関する事項管掌	高 梨 純 一
執行役員	北陸工場長 兼 管理部長	中 村 健 彦

執行役員	生産・技術、環境・安全に関する事項、研究所、日高工場、電池材料事業部 管掌	堤	一彦
執行役員	新素材の営業に関する事項管掌	佐藤	雄樹
執行役員	総務に関する事項について越村常務執行役員を、人事に関する事項について須貝常務執行役員を補佐	古跡	隆一郎
執行役員	情報システムに関する事項管掌、経理に関する事項について須貝常務執行役員を補佐	辻村	春海
執行役員	生産・技術、環境・安全について新日本電工グループ標準の整備に関する事項担当	鈴木	保雄

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

### 当事業年度に係る報酬等

取締役	11名	221百万円（うち社外取締役 2名 10百万円）
監査役	4名	28百万円（うち社外監査役 3名 26百万円）

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項

取締役一木剛太郎氏は、宏和法律事務所の弁護士であります。なお、同事務所と当社との間には特別の関係はありません。

取締役細井和昭氏は、細井会計事務所の代表であります。なお、同事務所と当社との間には特別の関係はありません。

監査役上原学氏は、新日鐵住金株式会社の業務執行者であります。なお、同社は当社の主要取引先であります。

監査役青木良夫氏は、公認会計士青木良夫事務所の所長であります。なお、同事務所と当社との間には特別の関係はありません。

### ② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

取締役一木剛太郎氏は、コカ・コーラウエスト株式会社の社外取締役（監査等委員である取締役）及びDBJプライベートリート投資法人の監督役員であります。なお、コカ・コーラウエスト株式会社及びDBJプライベートリート投資法人と当社との間には特別の関係はありません。

取締役細井和昭氏は、東プレ株式会社及び藤倉ゴム工業株式会社の社外監査役であります。なお、東プレ株式会社及び藤倉ゴム工業株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

監査役青木良夫氏は、日本通運株式会社及びポリプラスチック株式会社の社外監査役であります。なお、日本通運株式会社及びポリプラスチック株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係

該当事項はありません。

④ 各社外役員の事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会・監査役会への出席状況、取締役会、監査役会における発言その他の活動状況
取締役 一木剛太郎	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、弁護士としての専門的見地から議案審議事項等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 細井和昭	取締役又は監査役として当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また、監査役辞任までの当事業年度開催の監査役会4回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から議案審議事項等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 柳沢充夫	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会17回の全てに出席し、幅広い見識と他社における豊富な経験に基づき議案審議事項等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 上原 学	当事業年度開催の取締役会17回のうち15回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会17回のうち14回に出席し、長年にわたる財務・経理業務の経験から議案審議事項等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 青木良夫	平成28年3月30日就任以降に開催の取締役会13回の全てに出席し、また就任以降に開催の監査役会13回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から議案審議事項等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 社外取締役細井和昭氏は、平成28年3月30日に社外監査役を辞任し社外取締役として選任されております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等及び監査役会が同意した理由

#### ① 報酬等の額

ア 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 49百万円

イ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 50百万円

(注) 当社は新日本有限責任監査法人に対して、監査業務の他、再生可能エネルギー賦課金の認定申請に関するアドバイザー業務の対価を支払っております。

#### ② 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、法令の定めに基づき相当の事由が生じた場合には、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、当該会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を監査役会が定め、株主総会に提出いたします。

#### (4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要は以下のとおりです。

##### ① 処分対象

新日本有限責任監査法人（所在地：東京都千代田区）

##### ② 処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止 3か月

（平成28年1月1日から同年3月31日まで）

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

※併せて、同日、約21億円の課徴金納付命令に係る審判手続開始を決定

（金融庁は、平成28年1月22日付で、21億1,100万円の課徴金納付命令を決定）

##### ③ 処分理由

ア 新日本有限責任監査法人は、株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、同監査法人の7名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

イ 同監査法人の運営が著しく不当と認められた。



## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した「内部統制基本方針」及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

当社は、経営理念、新日本電工グループ企業行動憲章に基づき、企業価値と企業倫理の向上を図りつつ、社会から信頼される企業の実現を目指す。その目的のもと、法令・定款・社内諸規程の遵守を徹底し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、以下の体制により内部統制を遂行する。

リスク管理を含む内部統制全般を統括・推進する組織として内部統制委員会とその事務局として内部統制部を設置し、通常時の分析や対応策の検討を行う。

内部統制部は各組織及び各子会社との間で情報を共有し、新日本電工グループ全体の内部統制システム水準の維持・向上を図るために活動を行う。

当社の内部統制基本方針は以下の通りとする。

### (1) 当社の取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制<取締役の法令遵守体制>

取締役会は、取締役会規程の下、経営上の重要な事項の決定を行い、報告を受ける。

取締役は、取締役会における決定事項に基づき業務分担に応じ職務執行を行い、取締役会に報告する。

#### (運用状況の概要)

取締役会は社外取締役2名を含む取締役9名で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名も出席している。取締役会は17回開催し、取締役会規程に基づき上程された各議案についての審議、業務執行の状況の報告及び監督を行い、活発な意見交換がなされ決議されている。

### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制<情報管理体制>

取締役の職務執行上の各種情報について、情報管理に関する規程に基づき、情報管理を徹底するとともに、文書管理に関する規程を整備し、文書又は電磁的媒体により、適切に記録・保存する。

また、取締役及び監査役が、これらの情報・文書等を常時閲覧できる体制とする。

#### (運用状況の概要)

取締役会議事録や稟議書等をはじめとする取締役の職務執行上の各種情報について、情報管理に関する規程及び文書管理に関する規程に基づき、適切に管理及び記録を行っている。

### (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制<リスク・危機管理体制>

多大な損失が予想される経営危機が発生した場合には、直ちに、危機管理本部を設置し、迅速に必要な対応を行う。

各組織長は、自組織における事業上のリスクの把握・評価を行い、社内規程において定められた権限・責任に基づき業務を遂行する。

安全衛生、環境・防災、情報管理、知的財産管理、品質管理、購買管理、財務報告の信頼性等に関する各リスクについては、本社職能組織が全社横断的観点から規程等を整備し、各組織に周知する。

#### (運用状況の概要)

内部統制に関する規程に基づき、当社に関わるリスクを識別し、内部監査によるモニタリングを通じて各組織が改善に向けた対応を行っている。

### (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制<職務の効率性確保体制>

取締役は、取締役、使用人が共有する全社的な基本方針、数値目標を中期経営計画として定め、新日本電工グループ全体にその徹底を図るとともに、各組織ごとの業績目標についての半期ごとの総括・見直しに加え、期中にも経過実績の反復したレビューを行い、機動的な対応を追加するなど、効率的な業務執行を図る。

予算編成、設備投資を含めた投融資等は該当する委員会及び経営会議の審議を経て、取締役会において執行決議を行う。

取締役会等での決定に基づく業務執行は、社内規程に基づき、各執行役員、各組織長等が行う。

#### (運用状況の概要)

執行の効率性を確保するために、経営会議等で執行側の事前審議を経た上で、取締役会において執行決議を行っている。また、業務執行は役職ごとの決裁権限を定めた規程に基づき行っている。

### (5) 当社の使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制<使用人の法令遵守体制>

新日本電工グループ企業行動憲章、社員行動指針を定め、グループ企業倫理の向上と法令・定款・社内諸規程の遵守についての更なる徹底を図る。

また、コンプライアンスに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用する。

各組織長は、自組織の業務について、法令及び規程の遵守・徹底を図り、法令違反行為の未然防止に努める。

社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。

内部統制部のモニタリング活動を通し、業務の効率性と不祥事発生のリスクの点検を行う。

内部統制部は、監査結果を必要に応じ取締役会及び内部統制委員会に報告する。

#### (運用状況の概要)

新日本電工グループ企業行動憲章及び新日本電工グループ社員行動指針を定め、社員に開示や配布を行っている。通報先に外部窓口としての弁護士事務所を含む、内部通報制度を設置・運用している。また、業務の効率性と不祥事発生のリスクの点検のため、内部統制部が当社各部門に対してモニタリング活動を行っている。内部監査活動の補完策として、当社初の内部統制アンケートを実施した。職場風土の課題やマネジメントの課題など、必ずしもこれまで明確に意識してこなかった課題点が浮き彫りになった。結果は、全社員と共有化し、改善に向けた対応を行っている。

### (6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制<企業集団の管理体制>

当社及び各子会社は、当社経営理念に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、当社及び子会社からなる企業集団一体となった経営を行うとともに、業務運営方針等を社員に対し周知・徹底する。

当社は、子会社の管理に関して関係会社管理規程等において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。

当社は、各子会社に取締役・監査役を派遣し監督または監査を行うほか、内部統制部を通じ各子会社に対し定期的に内部監査を行う。

各子会社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備するとともに、当社との情報の共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図る。

当社主管組織は、各子会社の内部統制の状況を確認するとともに、必要に応じ改善のための支援を行う。

内部統制部は、当社及び子会社からなる企業集団全体の内部統制の状況を把握・評価するとともに、主管組織及び各子会社に対し、指導・助言を行う。

これに基づく具体的な体制は以下の通りとする。

#### ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社主管組織は、各子会社における事業計画、重要な事業方針、決算等、当社の連結経営上又は各子会社の経営上の重要事項について、各子会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社主管組織は、各子会社におけるリスク管理状況につき、各子会社に対し報告を求め、助言等を行う。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社主管組織は、各子会社の業績評価を行うとともに、マネジメントに関する支援を行う。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社主管組織は、各子会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況につき、各子会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、各子会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、各子会社に対し報告を求めるとともに、すみやかに内部統制部に報告する。

(運用状況の概要)

当社は子会社の管理に関する規程に基づき、子会社管理の運用を行っており、また、年2回開催する関係会社社長会において子会社から報告を受けることにより、子会社の内部統制体制を確認している。加えて情報共有等による内部統制に関する施策の充実を図る場として、内部統制責任者会議を開催している。なお、各子会社は自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備しており、当社は内部統制部による内部監査を行い各子会社に対し、指導・助言を行っている。また、子会社管理に関する規程を定め、各主管組織が監督と業績評価を行い、本社職能組織が指導・支援・助言を行う体制を明確にしている。

しかし、当社の海外持分法適用非連結子会社で現地の幹部従業員が工事費用の水増しによる着服、会社預金口座からの不正送金等の不正行為を行っていたことが確認され、内部統制の一部に開示すべき重要な不備があることが判明した。

当社はこの事実を受けて、内部統制部による特別監査を実施し、企業理念、経営方針の不徹底、コンプライアンス遵守に関する意識の低さ、内部統制システムの不十分な運用が根本原因であると認識した。その認識の上にたち、それらに対する再発防止策をグループ子会社において直ちに徹底することとした。

## (7) 当社の監査役の監査に関する事項

当社は、監査役が当社の全ての重要な会議、委員会に出席し、また、当社社長との定期的な意見交換を行うことを確保するとともに、監査役が、子会社の取締役及び使用人等から直接報告を受け、また、社内の情報・文書等は常時閲覧できるよう体制を整備する。

当社の取締役、執行役員、組織長及びその他の使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役又は監査役会に直接又は内部統制部を通じて報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会、経営会議、内部統制委員会等において報告し、当社

の監査役と情報を共有する。

各子会社の取締役、監査役、使用人等は、自社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役又は監査役会に直接又は当社主管組織あるいは内部統制部を通じて報告する。

当社及び子会社は、これらの報告をした者に対し、報告したことを理由とする不利な取扱いを行わない。

内部統制部は、当社の監査役と定期的に又は必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行う等、連携を図る。また、内部通報制度の運用状況について当社の監査役に報告する。

当社の監査役の職務を補助するため、監査役事務局を設置し、総務部がこれに当たる。

事務局員の取締役からの独立性、実効性を確保するため、監査役の指示の下で業務を行うほか、事務局員の人事異動・評価等について、当社人事部長は監査役とも協議する。

当社は、当社の監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じる。

#### (運用状況の概要)

監査役の情報収集の体制として、重要な会議や委員会への出席、当社社長との意見交換の場を確保すること等に加え、取締役が決裁した社内稟議を監査役が閲覧することで、監査役による業務執行状況の確認と監査の実効性向上に努めている。また、内部統制部は当社の監査役と定期的に、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行い、緊密な連携を図っている。

## 7. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容は下記のとおりであります。

### (1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上が当社の経営にとって最優先の課題と考え、その実現に日々努めております。従いまして、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主の皆様へ株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な情報や時間を提供しないもの等、不適切なものも少なくありません。このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模な買付等に対し、これを抑止するための枠組みが必要不可欠と考えます。

## (2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様へ長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、役員・社員一丸となって次の施策に取り組んでおります。これらの取組みは、上記(1)の会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

(経営基盤強化による企業価値向上への取組み)

当社グループは、これまで厳しい事業環境においても積極的な投資により生産基盤の強化を推進し、企業価値の最大化に取り組んでまいりました。主力事業である合金鉄事業ではマンガン系合金鉄へ特化を進めるとともに、海外の合金鉄事業やマンガン鉱山への出資などを進めてまいりました。当事業は、日本国内の安定かつ優良な顧客の存在や世界でも極めて効率性の高い設備と操業技術によるコスト競争力優位を強みとしております。また、環境事業及び機能材料事業においては既存分野の拡張に加え、新製品の開発や新規分野への参入など、事業の拡大に努めてまいりました。これにより当社グループは極めて健全な財務体質を有するに至っております。

当社は、平成26年7月に中央電気工業株式会社（以下「中央電気工業」）と株式交換による経営統合を行いました。その後本社オフィス統合や管理部門の統合などを推進し、平成29年1月からは更に統合を進め、当社及び中央電気工業の一体運営を行っております。また、平成30年1月に予定している法的な統合（以下「完全統合」）に向け、諸事につき鋭意推進しているところです。

当社グループは、総合力を結集し更なる飛躍に向けて基盤強化の方針を着実に遂行し、その成果を、平成30年をスタートとする次期中期経営計画に結びつけてまいります。その重点課題とするところは以下の4点であります。

### ① 4 CORES by 1

- ・「合金鉄」、「機能材料」に「環境」、「電力」を加えた4CORESにより、バランスの良い堅固な収益体制確立を目指す

### ② 選択と集中

- ・合金鉄における更なるコストダウン及び最適供給体制の構築
- ・焼却灰溶融炉の増設（平成30年稼働予定）

- ・機能材料事業の構造改革
  - ・水素ステーション関連事業や水力発電への積極投資
- ③ 競争力強化
- ・当社と「中央電気工業」との一体運営による経営効率向上
  - ・「完全統合」に向けた連結経営基盤強化策の推進
- ④ 企業価値の向上
- ・上記の他、企業価値向上に向けた諸施策の検討・実行

### (3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして、平成26年2月27日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為への対応策」（以下「本プラン」といいます。）の継続を決議し、平成26年3月28日開催の第114回定時株主総会において、本プランの継続について承認を得ております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）は、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合は最長60日間、又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。但し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める検討可能な対抗措置を講じることがあります。

このように対抗措置を講じる場合、その判断の客観性及び合理性を担保するために、取締役会是对抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役又は社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内

に勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

#### **(4) 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて**

本プランは、以下の点から上記(1)の会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

##### **① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること**

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

##### **② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること**

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応ずるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

##### **③ 株主意思を反映するものであること**

当社は、平成26年3月28日開催の第114回定時株主総会において、本プランに関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、本プランについて議案としてお諮りし、原案どおりご承認いただきましたので、株主の皆様のご意思が反映されたものとなっております。

##### **④ 独立性の高い社外者の判断の重視**

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

##### **⑤ デッドハンド型やスローハンド型の対応策ではないこと**

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能で



す。従って、本プランは、デッドハンド型対応策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない対応策）ではありません。また、当社の取締役の任期は1年のため、本プランはスローハンド型対応策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応策）でもありません。

---

（注）事業報告中の記載金額及び株数は、表示単位未満の端数を切捨てております。

# 連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>56,172</b>	<b>流動負債</b>	<b>14,185</b>
現金及び預金	20,552	支払手形及び買掛金	6,069
受取手形及び売掛金	16,657	一年内返済予定の長期借入金	2,819
商品及び製品	7,664	未払法人税等	132
仕掛品	320	繰延税金負債	0
原材料及び貯蔵品	9,182	設備関係支払手形	790
繰延税金資産	298	賞与引当金	166
その他流動資産	1,511	役員賞与引当金	14
貸倒引当金	△15	災害損失引当金	193
		その他流動負債	4,001
<b>固定資産</b>	<b>28,391</b>	<b>固定負債</b>	<b>8,965</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>13,053</b>	長期借入金	5,072
建物及び構築物	3,576	繰延税金負債	1,442
機械装置及び運搬具	3,402	退職給付に係る負債	1,714
土地	5,337	その他固定負債	735
建設仮勘定	571		
その他有形固定資産	165	<b>負債合計</b>	<b>23,151</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>47</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	28	<b>株主資本</b>	<b>61,815</b>
その他無形固定資産	19	資本金	11,026
		資本剰余金	21,524
<b>投資その他の資産</b>	<b>15,291</b>	利益剰余金	29,467
投資有価証券	11,303	自己株式	△202
繰延税金資産	45		
退職給付に係る資産	1,186	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△583</b>
長期貸付金	2,181	その他有価証券評価差額金	1,454
その他投資	578	繰延ヘッジ損益	△185
貸倒引当金	△4	為替換算調整勘定	△1,466
<b>資産合計</b>	<b>84,563</b>	退職給付に係る調整累計額	△384
		<b>非支配株主持分</b>	<b>179</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>61,412</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>84,563</b>

# 連結損益計算書

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		58,486
売 上 原 価		50,461
売 上 総 利 益		8,025
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,308
営 業 利 益		1,717
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	138	
そ の 他 営 業 外 収 益	925	1,064
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	169	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	600	
そ の 他 営 業 外 費 用	398	1,167
経 常 利 益		1,614
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	50	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	398	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	72	
子 会 社 清 算 益	40	561
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	217	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	6	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	2	
減 損 損 失	1,937	
災 害 に よ る 損 失	282	2,447
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		271
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	292	
法 人 税 等 調 整 額	△455	△163
当 期 純 損 失		107
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		8
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		116

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	11,026	21,524	29,932	△202	62,281
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△732		△732
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△116		△116
連結範囲の変動			383		383
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	△0	△465	△0	△465
当 期 末 残 高	11,026	21,524	29,467	△202	61,815

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,397	△46	218	△254	1,315	175	63,772
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△732
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)							△116
連結範囲の変動							383
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	56	△139	△1,685	△129	△1,898	4	△1,894
当期変動額合計	56	△139	△1,685	△129	△1,898	4	△2,359
当 期 末 残 高	1,454	△185	△1,466	△384	△583	179	61,412

# 貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	43,177	流動負債	11,135
現金及び預金	15,178	支払手形	386
受取手形	68	買掛金	4,778
売掛金	12,983	短期借入金	520
商製金品	425	一年内返済予定の長期借入金	980
半製品	5,905	リース債務	0
仕掛品	275	未払金	596
原材料	116	未払費用	645
貯蔵品	6,470	設備関係支払手形	727
前渡金	530	設備関係未払金	1,213
前払費用	314	役員賞与引当金	12
短期貸付金	198	賞与引当金	98
未収入金	349	災害損失引当金	193
その他流動資産	394	その他の流動負債	981
貸倒引当金	3	固定負債	7,070
	△36	長期借入金	4,845
固定資産	28,992	繰延税金負債	602
有形固定資産	7,209	退職給付引当金	1,133
建築物	1,053	資産除去債務	477
機械装置	898	その他の固定負債	11
車両運搬具	1,760		
工具・器具・備品	3	負債合計	18,205
土地	52		
リース資産	3,162	(純資産の部)	
建設仮勘定	0	株主資本	52,782
	279	資本金	11,026
無形固定資産	21	資本剰余金	21,524
ソフトウェア	17	資本準備金	16,936
その他無形固定資産	4	その他資本剰余金	4,587
投資その他の資産	21,760	利益剰余金	20,434
投資有価証券	3,548	利益準備金	1,299
関係会社株式	15,535	その他利益剰余金	19,135
出資金	83	圧縮記帳積立金	84
関係会社長期貸付金	2,167	別途積立金	4,671
前払金	179	繰越利益剰余金	14,379
その他の投資	246	自己株式	△202
		評価・換算差額等	1,181
資産合計	72,170	その他有価証券評価差額金	1,290
		繰延ヘッジ損益	△109
		純資産合計	53,964
		負債・純資産合計	72,170

# 損 益 計 算 書

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		36,500
売 上 原 価		32,200
売 上 総 利 益		4,299
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,235
営 業 利 益		64
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	186	
そ の 他 営 業 外 収 益	780	966
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	144	
そ の 他 営 業 外 費 用	419	563
経 常 利 益		467
特 別 利 益		
関 係 会 社 清 算 益	1,722	1,722
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	187	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	264	
減 損 損 失	1,920	
災 害 に よ る 損 失	282	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	2	2,657
税 引 前 当 期 純 損 失		468
法人税、住民税及び事業税		66
法 人 税 等 調 整 額		△24
当 期 純 損 失		510

# 株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	11,026	16,936	4,587	21,524
当 期 変 動 額				
特別償却準備金の取崩				
圧縮記帳積立金の取崩				
剰余金の配当				
当期純損失(△)				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	△0	△0
当 期 末 残 高	11,026	16,936	4,587	21,524

	株 主 資 本							
	利 益 剰 余 金						自己株式	株主資本合計
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合 計		
特別償却 準備金		圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	1,299	5	94	4,671	15,606	21,676	△202	54,025
当 期 変 動 額								
特別償却準備金の取崩		△5			5	-		-
圧縮記帳積立金の取崩			△10		10	-		-
剰余金の配当					△732	△732		△732
当期純損失(△)					△510	△510		△510
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分							0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	△5	△10	-	△1,227	△1,242	△0	△1,242
当 期 末 残 高	1,299	-	84	4,671	14,379	20,434	△202	52,782

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	1,228	△46	1,182	55,207
当 期 変 動 額				
特別償却準備金の取崩				—
圧縮記帳積立金の取崩				—
剰余金の配当				△732
当期純損失(△)				△510
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	62	△62	△0	△0
当 期 変 動 額 合 計	62	△62	△0	△1,242
当 期 末 残 高	1,290	△109	1,181	53,964



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年3月6日

新日本電工株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 玉井 哲史 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 定留 尚之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新日本電工株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日本電工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年3月6日

新日本電工株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 玉井 哲史 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 定留 尚之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本電工株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び内部統制部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び内部統制部その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号(株式会社の支配に関する基本方針)の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査をしているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。なお、事業報告に記載のとおり、韓国にある子会社において不正行為があったことが判明いたしました。これについて監査役会は、会社の実施する再発防止策の実行状況を監視及び検証してまいります。その他には、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものでないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年3月13日

新日本電工株式会社 監査役会

常勤監査役 柳 沢 充 夫 印

監 査 役 望 月 実 印

監 査 役 上 原 学 印

監 査 役 青 木 良 夫 印

(注)1. 監査役柳沢充夫、上原 学及び青木良夫は、会社法に定める社外監査役であります。

(注)2. 監査役青木良夫は、平成28年3月30日付で監査役に就任いたしました。その就任以前の監査事項については、他の監査役から報告を受け、資料を閲覧するなどの方法により監査いたしました。

以 上

## 株式についてのご案内

本 社 所 在 地	東京都中央区八重洲一丁目4番16号 (〒103-8282) 電話 (03) 6860-6800 (総務部) ホームページ <a href="http://www.nippondenko.co.jp/">http://www.nippondenko.co.jp/</a>
事 業 年 度	1月1日から12月31日まで
定 時 株 主 総 会	3月下旬
剰余金の配当基準日	期末配当 12月31日 中間配当 6月30日 (中間配当を行う場合)
定時株主総会の基準日	12月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告する一定の日
単 元 株 式 数	100株
株 主 名 簿 管 理 人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号
事 務 取 扱 場 所	みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
公 告 方 法	電子公告 ( <a href="http://www.nippondenko.co.jp/">http://www.nippondenko.co.jp/</a> ) ただし、やむを得ない事由により電子公告をできない場合は、日本経済新聞に掲載します。
上場金融商品取引所	東京証券取引所

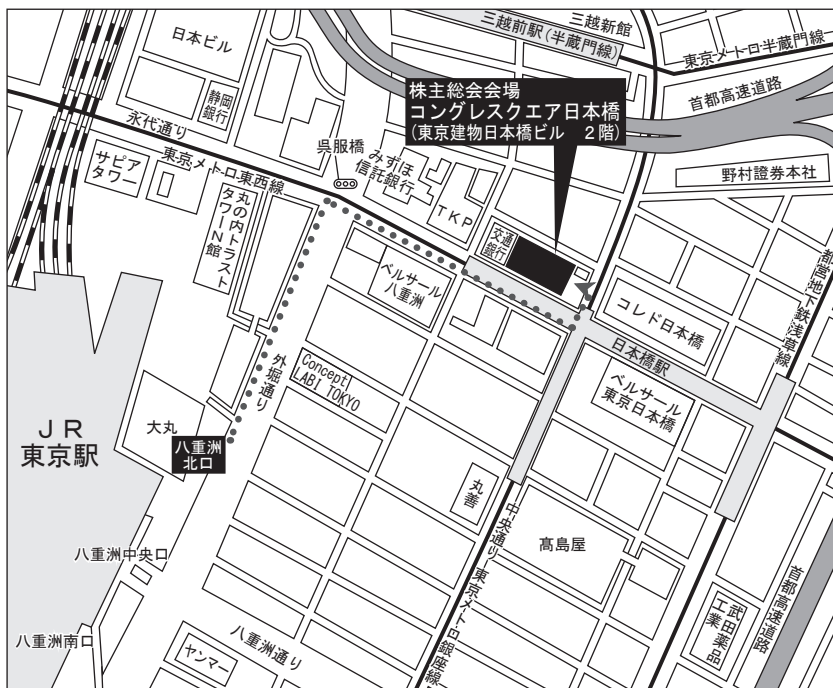
	証券会社に口座をお持ちの場合	特 別 口 座 の 場 合
郵便物送付先	お取引の証券会社になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行 証券代行部
電話お問い合わせ先		0120-288-324 (フリーダイヤル)
お 取 扱 店		みずほ証券 本店及び全国各支店 プラネットブース (みずほ銀行内の店舗) でもお取り扱いいたします。 みずほ信託銀行 本店及び全国各支店 * トラストラウンジではお取り扱いできませんのでご了承ください。
注 意	未払配当金の支払(※)、支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・お取扱店をご利用ください。	単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。

※未払配当金の支払のみ、みずほ銀行 本店及び全国各支店でもお取り扱いいたします。

# 株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋一丁目3番13号  
東京建物日本橋ビル2階  
コングレスクエア日本橋 ホールA+B  
電話 (03) 3275-2090 (代表)

※会場が前回定時株主総会と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。



地下鉄東西線・銀座線・浅草線  
JR線・地下鉄丸ノ内線  
地下鉄半蔵門線

日本橋駅B9出口直結  
東京駅八重洲北口より徒歩5分  
三越前駅B5出口より徒歩3分



# 株主各位

## 臨時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

### 目 次

■連結計算書類	連結注記表 .....	1
■計算書類	個別注記表 .....	10

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.nippondenko.co.jp/>）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

新日本電工株式会社

# 連結注記表

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数

10社

主要な連結子会社の名称

中央電気工業㈱、共栄産業㈱、リケン工業㈱、栗山興産㈱、電工興産㈱、日電カーボン㈱

NDC H. K. Company Limitedは、清算手続の進展により資産負債の整理が終わり重要性が低下したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

VIETNAM RARE EARTH COMPANY LIMITEDは、連結子会社中央電気工業㈱が保有する全株式を売却したことにより子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

NDリサイクル・リミテッド、日高エナジー㈱、

NDC H. K. Company Limited

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用の非連結子

4社

会社又は関連会社数

NDリサイクル・リミテッド、SAJバナジウム・リミテッド、Kudumane Investment Holding Limited、Pertama Ferroalloys SDN. BHD.

主要な会社の名称

前連結会計年度において持分法を適用していない関連会社であった、Pertama Ferroalloys SDN. BHD.の重要性が増したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に加えております。

#### (2) 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の名称等

主要な会社等の名称

日高エナジー㈱、NDC H. K. Company Limited

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の

適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

デリバティブ……………時価法によっております。

たな卸資産……………主として、移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………主として、定額法によっております。

（リース資産を除く）

ただし、当社及び国内連結子会社において、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産……………

（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については残存価額を零とする定額法によっております。

リース資産……………

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………

債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

（追加情報）

賞与支給対象期間の見直しに伴い、当連結会計年度より賞与引当金を計上しております。

役員賞与引当金……………

役員に対する賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

環境対策引当金……………

ポリ塩化ビフェニル（PCB）の処理費用に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

- 事業整理損失引当金……………事業整理に伴い発生する将来の損失に備えるため、今後発生すると見込まれる損失額を計上しております。
- 災害損失引当金……………災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法……………退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、執行役員の退職による退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法……………過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段…為替予約、通貨オプション、金利スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務、借入金

ヘッジ方針……………主に当社の内規である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社

に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法へ変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純損失に与える影響は軽微であります。

### 連結貸借対照表に関する注記

- |    |   |           |
|----|---|-----------|
| 1. | 有形固定資産の減価償却累計額  | 41,152百万円 |
| 2. | 担保資産  |           |
|    | 担保に供している資産  |           |
|    | 投資有価証券  | 2,665百万円  |
|    | 担保に係る債務   |           |
|    | 保証債務  | 5,811百万円  |
|    | 支払手形及び買掛金   | 5百万円      |
| 3. | 偶発債務  |           |
|    | 保証債務  |           |
|    | 被保証者  |           |
|    | Pertama Ferroalloys SDN. BHD.                                       | 5,811百万円  |
| 4. | 期末日満期手形の会計処理は、満期日に決済されたものとして処理しております。<br>なお、期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。 |           |
|    | 受取手形  | 155百万円    |
|    | 支払手形  | 75百万円     |
|    | 設備関係支払手形  | 38百万円     |
| 5. | 記載金額は百万円未満を切捨てております。  |           |

## 連結損益計算書に関する注記

### 1. 減損損失

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
徳島工場 (徳島県阿南市)	合金鉄 事業用資産	建物及び構築物	81
		機械装置及び運搬具	797
		その他	145
北陸工場 (富山県高岡市)	機能材料 事業用資産	建物及び構築物	276
		機械装置及び運搬具	593
		その他	26
妙高工場 (新潟県妙高市)	機能材料 事業用資産	機械装置及び運搬具	0
日電カーボン㈱ (福島県郡山市)	その他 事業用資産	建物	6
		機械装置及び運搬具	1
中電産業㈱ (新潟県妙高市)	遊休資産	その他	8
計			1,937

当社グループは、事業用資産については、管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

上記の事業用資産については収益性の低下により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、事業用資産の回収可能価額は使用価値、または正味売却価額により測定しており、土地については不動産鑑定評価額により評価しております。

また、中電産業㈱所有の土地については、帳簿価額を不動産鑑定士による不動産鑑定評価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

2. 記載金額は百万円未満を切捨てております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
普通株式	146,741,292	—	—	146,741,292	—

### 2. 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
普通株式	306,098	874	100	306,872	(注1)、(注2)

(注1) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の売渡しによるものであります。

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
平成28年3月30日 定時株主総会	普通株式	732百万円	5円	平成27年12月31日	平成28年3月31日

#### (2) 当連結会計年度の末日以降に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
平成29年3月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	732百万円	5円	平成28年12月31日	平成29年3月31日

### 4. 記載金額は百万円未満を切捨てております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性を考慮し、短期的な預金等で運用しております。デリバティブは、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の取引を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、原則として一年以内の支払期日であります。また、その一部には原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に営業取引及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」「4. 会計方針に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

与信管理規程に基づき、定期的に取引先の与信調査を行い与信限度額を設定し、必要に応じて債権保全策を検討・実施しております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債務について、為替の変動リスクを回避するため、一部は為替予約を利用してヘッジしております。

また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利の動向をみながら必要に応じて金利スワップ取引を利用します。

投資有価証券については、定期的に時価の状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引は、社内規程に従い、各部門の要請により、実需に基づいていることを確認の上、取引の実行と管理を経理担当部門で行っております。なお、デリバティブ取引は、信用度の高い国内の大手銀行であるため、相手方の不履行に係る信用リスクはないと判断しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部門からの報告に基づき、経理担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。また、不測の事態に備えて、金融



機関とコミットメントライン契約を結んでおります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	20,552	20,552	—
(2) 受取手形及び売掛金	16,657	16,657	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	5,392	5,392	—
(4) 支払手形及び買掛金	(6,069)	(6,069)	—
(5) 長期借入金(*2)	(7,891)	(7,800)	90
(6) デリバティブ取引(*3)	(109)	(109)	—

(\*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(\*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(\*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

変動金利による長期借入金は金利スワップの特例対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記（5）参照）。

- (注) 2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額5,911百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

### 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

### 1 株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 418円16銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 0円80銭   |

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法  
商品・製品・半製品・仕……主として、移動平均法による原価法  
掛品・原材料・貯蔵品 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
2. 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式及び関連会社……移動平均法による原価法  
株式  
その他有価証券  
時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
時価のないもの……………移動平均法による原価法
3. デリバティブ等の評価基準及び評価方法  
時価法
4. 固定資産の減価償却方法  
有形固定資産 (リース資産を除く)  
(徳島・北陸の各工場) ……定額法  
(その他の事業所) ……定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く) 並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
無形固定資産……………ソフトウェア (自社利用) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については残存価額を零とする定額法  
リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
5. 引当金の計上基準  
貸倒引当金……………債権の貸倒による損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。  
賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。  
(追加情報)  
賞与支給対象期間の見直しに伴い、当事業年度より

- 賞与引当金を計上しております。
- 役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- また、執行役員の退職による退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
- 環境対策引当金……………ポリ塩化ビフェニル（PCB）の処理費用に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
- 災害損失引当金……………災害により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

## 6. 重要なヘッジ会計の方法

- ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。
- ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段…為替予約、通貨オプション、金利スワップ
- ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務、借入金
- ヘッジ方針……………主に当社の内規である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。
- ヘッジ有効性評価の方法……………ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。
- ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

## 7. 会計方針の変更

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用

し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法へ変更しております。

なお、この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

**貸借対照表に関する注記**

- |  |           |
|--|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額  | 38,675百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権・債務   |           |
| 短期金銭債権   | 9,087百万円  |
| 長期金銭債権   | 2,167百万円  |
| 短期金銭債務   | 3,110百万円  |
| 3. 担保資産  |           |
| 担保に供している資産   |           |
| 関係会社株式   | 2,639百万円  |
| 担保に係る債務  |           |
| 保証債務   | 5,811百万円  |
| 4. 偶発債務  |           |
| 保証債務   |           |
| 被保証者   |           |
| 共栄産業株式会社   | 580百万円    |
| Pertama Ferroalloys SDN. BHD.  | 5,811百万円  |
| 5. 期末日満期手形の会計処理は、満期日に決済されたものとして処理しております。<br>なお、期末日満期手形の金額は、次のとおりであります。 |           |
| 受取手形   | 16百万円     |
| 支払手形   | 49百万円     |
| 設備関係支払手形   | 37百万円     |
| 6. 記載金額は、百万円未満を切捨てております。   |           |

**損益計算書に関する注記**

- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| 1. 関係会社に対する売上高      | 22,540百万円 |
| 2. 関係会社からの仕入高       | 1,975百万円  |
| 3. 関係会社との営業取引以外の取引高 |           |
| 資産譲渡等に伴う収入額         | 49百万円     |
| 資産譲受等に伴う支出額         | 31百万円     |

#### 4. 減損損失

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
徳島工場 (徳島県阿南市)	合金鉄 事業用資産	建物及び構築物	81
		機械装置及び運搬具	797
		その他	145
北陸工場 (富山県高岡市)	機能材料 事業用資産	建物及び構築物	276
		機械装置及び運搬具	593
		その他	26
計			1,920

当社は、事業用資産については、管理会計上の区分を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。

上記の事業用資産については収益性の低下により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、事業用資産の回収可能価額は使用価値、または正味売却価額により測定しており、土地については不動産鑑定評価額により評価しております。

5. 記載金額は、百万円未満を切捨てております。

#### 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 自己株式に関する事項

当事業年度末における自己株式の数

306,872株

2. 記載金額は、百万円未満を切捨てております。

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

退職給付引当金	348百万円
未払役員退職金	3百万円
関係会社株式評価損	93百万円
投資有価証券評価損	88百万円
ゴルフ会員権評価損	16百万円
未払事業税	25百万円
未払事業所税	2百万円
棚卸資産調整額	52百万円
賞与引当金	35百万円
災害損失引当金	59百万円
棚卸資産評価損	27百万円
資産除去債務	147百万円
貸倒引当金超過	11百万円
減損損失	2,958百万円
繰越欠損金	408百万円
その他有価証券評価差額金	23百万円
その他	65百万円
<hr/>	
小計	4,367百万円
評価性引当額	△4,367百万円
<hr/>	
繰延税金資産合計	—

#### (繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△509百万円
圧縮記帳積立金	△37百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△0百万円
前払年金費用	△54百万円
<hr/>	
繰延税金負債合計	△602百万円
繰延税金負債の純額	△602百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正  
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成29年1月1日に開始する事業年度及び平成30年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%に変更しております。  
この税率変更により、繰延税金負債の金額は32百万円減少し、法人税等調整額が4百万円減少し、その他有価証券評価差額金が27百万円増加しております。
3. 記載金額は、百万円未満を切捨てております。



## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
その他の関係会社	新日鐵住金㈱ (注2)	被所有 直接 20.7% 間接 0.3%	当社製品の販売	当社製品の販売	21,342	売掛金	8,389

(注1) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針

市場価格を勘案して、一般の取引条件と同様に決定しております。

### 2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	N D C H . K . Company Limited (注2)	所有 直接 100.0%	役員の兼任	有償減資	2,298	—	—
				清算配当	1,390	—	—
子会社	中央電気工業㈱ (注2)	所有 直接 100.0%	当社製品の販売 当社に製品を供給 役員の兼任	資金の回収	3,530	—	—
				製品の購入 出向者給与の支払	123	買掛金 未払費用	2,356
				関係会社株式の売却	5,000	—	—
関連会社	Kudumane Investment Holding Limited (注2)	所有 直接 25.0%	資金の援助	—	—	関係会社長期貸付金	2,167
関連会社	Pertama Ferroatloys SDN . BHD . (注2)	所有 直接 20.0% 間接 5.0%	資金の援助	債務保証	5,811	短期貸付金	247

(注1) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 取引条件及び取引条件の決定方針

市場価格を勘案して、一般の取引条件と同様に決定しております。

資金の貸付については、市場金利及び貸付先の財政状況を勘案して決定しております。

### 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	368円52銭
2. 1株当たり当期純損失	3円48銭